

平成 26 年 度

大阪市中央卸売市場事業会計予算書

議案第155号

平成26年度大阪市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度大阪市中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱数量	
青果物	771,900 トン
水産物	293,300 トン
つけ物	11,900 トン
乾物	8,300 トン
(2) 建設改良事業の概要	
本場整備事業	11,000 千円
東部市場整備事業	143,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 市場事業収益		9,063,566 ^{千円}
第1項 営業収益	7,132,322 ^{千円}	
第2項 営業外収益	1,931,244	
支 出		
第1款 市場事業費用		10,404,771 ^{千円}
第1項 営業費用	8,136,282 ^{千円}	
第2項 営業外費用	1,625,641	
第3項 特別損失	641,848	
第4項 予備費	1,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 695,103千円のうち 11,407千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	4,708,317 ^{千円}
第1項 企業債	2,500,000 ^{千円}
第2項 出資金	2,208,317

支 出	
第1款 資本的支出	5,403,420 ^{千円}
第1項 建設改良費	154,000 ^{千円}
第2項 企業債償還金	5,249,420

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場 整備事業	2,500,000 ^{千円}	普通貸借又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）。	年9.5%以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率）	起債年度の翌年度か ら据置期間を含め、 30年以内に償還する。 ただし、本期間中に 未償還額の範囲内に おいて借り替えるこ とができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、18,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、906,702千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村上龍一